

◎新潟県訓令第1号

本 庁
地 域 機 関

新潟県職員服務規程等の特例を定める規程（昭和55年4月新潟県訓令第11号）の一部を次の表のように改正し、令和8年4月1日から実施する。

令和8年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(5)の2 （略）</p> <p>(6) <u>消防学校及びテクノスクール</u>における授業及びこれに付随する業務</p> <p>(7)～(13) （略）</p> <p><u>(14) 新発田食肉衛生検査センター</u>におけると畜検査及び食鳥検査業務</p>	<p>別表（第2条関係）</p> <p>(1)～(5)の2 （略）</p> <p>(6) テクノスクールにおける授業及びこれに付随する業務</p> <p>(7)～(13) （略）</p>